

藤沢市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定について  
藤沢市農業委員会委員候補者選考委員会条例を次のように定める。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

### 藤沢市農業委員会委員候補者選考委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定による農業委員会委員の任命に当たり、その任命過程における公正性及び透明性を確保するため、市長が設置する藤沢市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 市長は、農業委員会委員の任命に当たっては、選考委員会を設置し、その候補者を選考させるものとする。

2 選考委員会は、前項の規定により候補者を選考したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 選考委員会の委員（以下「委員」という。）の人数は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業に関する識見を有する者
- (2) 農業に関する団体から推薦された者
- (3) 学識経験のある者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条第2項の規定による報告が終了するまでの間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会委員の選出方法が市長の任命制となることに伴い、その任命過程における公正性及び透明性を確保する必要による。